

特定非営利活動法人 多摩レイクサイドFM 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人多摩レイクサイドFM という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都東村山市諏訪町1丁目2番地7に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、多摩湖周辺の東村山市民等に対して、地域情報の伝達、社会教育の推進等の事業を行い、もって地域文化の振興、福祉増進、コミュニティ醸成等に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 子供の健全育成を図る活動
- (8) 以上の活動を行う団体の活動に関する連絡の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) コミュニティ放送事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 物品販売業 (2) 出版業 (3) 印刷業 (4) 飲食店業 (5) 興行業
(演奏会、講演会等) (6) 音楽、絵画等の教授を行う事業
 - (7) 広告宣伝業 (8) 通信業 (9) 保育事業 (10) 高齢者ケア事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第 2 章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次に掲げる2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力する個人及び団体
(加入)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 正会員の内、個人の正会員は、東村山市に在住在勤の者で、20才以上の者。ただし、理事長が認めた場合は、東村山市以外に住所を有する者を正会員とすることができる。

(2) 正会員の内、団体の正会員は、東村山市に事務所を有する法人とする。ただし、理事長が認めた場合は、東村山市以外に住所を有する法人を正会員とすることができる。

2 正会員として、入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に対して申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、前条及び本条第1項各号に適合すると認める時は、入会を認めるものとする。

4 理事長は、第2項の入会申込みにつき、これを認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費（年額）を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款その他この法人が定めた規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) この法人の行う事業を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) この法人の行う事業について、不正の行為をしたとき。

(5) この法人の行う事業について、他人の名誉を傷つける行為をしたとき。

(6) 犯罪その他信用を失う行為をしたとき。

2 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上9名以内

(2) 監事 1名

2 理事の内、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は総会において、正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者及び三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねてはならない。

(理事の職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代表する。理事長、副理事長に事故あるとき又は理事長、副理事長ともに欠けたときは、理事長が予め指名した順序によって、理事がその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第 16 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、何時でも会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事、事務局長その他の職員に対し、会計に関する報告をもとめることができる。

(役員忠実義務)

第17条 理事及び監事は、法令、この法人の定款等の定め並びに総会の決議を遵守し、この法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(任期等)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 疾病等のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 法令、この定款その他この法人が定めた規則等に違反したとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) この法人の行う事業を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (5) この法人の行う事業について、不正の行為をしたとき。
- (6) 犯罪その他信用を失う行為をしたとき。
- (7) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に通知し、かつ弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 21 条 役員はその 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会議

(種 別)

第 22 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 23 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金 (その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 54 条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合を除き、理事会の議を経て、理事長が招集する。

(1) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(2) 監事が第 16 条第 1 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 2 号を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号の規定による請求があったときは、その日から 21 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければな

らない。

(総会の議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によって予め通知した事項とする。ただし、総会において、出席した正会員（書面表決者又は表決委任者を除く）の過半数の同意を得たときに限り、予め通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の規定の適用については出席したもののみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 31 条 総会で議事については、その事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数、書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 32 条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 33 条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 34 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事 2 名以上から、理事会の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 35 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の場合には、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事は、必要があると認めるときは、何時でも理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出し、理事会を招集すべきことを請求することができる。
- 4 前項の請求をした理事らは、同項の請求をした日から 7 日以内に、正当な理由がないのに理事長がその請求の日より 14 日以内の日を開催の日とする理事会の招集の手続きをしないときは、文書で理事長に対しその旨を通知した上で、みずから理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

(理事会の議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が出席できない場合は、副理事長が議長を代行する。理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、予め理事会において定めた順序に従い、他の理事が代行する。

(理事会の議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 5 項の規定により予め通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事の過半の出席により、その過半数で決する。

(理事会の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 理事は、やむを得ない理由のあるときは、予め通知のあった事項につき、書面により表決に加わることができ、又は他の理事に表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条の規定については出席したも

のとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、当該議事の議決に加わることができない。

(理事会の書面決議)

第 39 条 理事会は、やむを得ない理由のあるときは、予め通知のあった事項につき、もちまわりにより、書面による議決をすることができる。

(理事会の議長及び議事録)

第 40 条 理事会の議事録については、第 31 条（総会の議事録）の各規定を準用する。この場合において、同条第 2 項第 2 号中「正会員総数及び出席者数、書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数」とあるのは、「理事総数及び出席者数、書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数」と読み替えるものとする。

第 5 章 資 産

(構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第 42 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(管理)

第 43 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 45 条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計

(2) その他の事業会計

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 49 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 50 条 予算成立後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残余する財産は、東村山市に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、且つ所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、東村山市民新聞に掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第58条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長

がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2001 年 12 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2000 年 12 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | |
|---|-----|-------|---|
| 1 | 入会金 | 10000 | 円 |
| 2 | 年会費 | 5000 | 円 |

- 7 (改正) この定款は、2020 年 5 月 1 日から施行する。

別表 設立当初の役員

役職名	氏 名
理事長	小坂 渉孝
副理事長	岡部 透
理 事	井手 義章
理 事	朝木 大統
理 事	大沢 信篤

役職名	氏 名
理 事	植草新一郎
理 事	遠藤 晶土
理 事	仲 孝幸
監 事	矢野 穂積

この定款は特定非営利活動法人多摩レイクサンプラザ(株)2020 (令和 2) 年 6 月 1 日時点の定款である。 理事長 岡部 透